

議案第3号

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正  
について

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成19年木津川市  
条例第202号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

消防団員の処遇改善を図ることを目的として、交付税単価を下回る階級の年額報酬  
の引き上げを行い、あわせて、出動報酬の創設等を行うものです。

## 木津川市条例第 号

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成19年木津川市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「報酬」を「年額報酬」に、「44,000円」を「44,500円」に、「26,000円」を「37,000円」に、「18,000円」を「36,500円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出勤報酬を支給する。

- (1) 4時間以下の水火災に係る出勤 1日につき4,000円
- (2) 4時間を超える水火災に係る出勤 1日につき8,000円
- (3) 訓練、警戒その他の出勤 1日につき3,500円

第12条に次の1項を加える。

3 報酬の支給方法については、別に定める。

第13条を次のように改める。

（費用弁償）

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、費用弁償として、木津川市職員等の旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第49号）に定める旅費を支給する。

2 費用弁償の支給方法については、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料（議案第3号）

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
(報酬)	(報酬)
第12条 団員には、次により <u>年額報酬</u> を支給する。	第12条 団員には、次により <u>報酬</u> を支給する。
団長 年額 185,000円	団長 年額 185,000円
副団長 年額 110,000円	副団長 年額 110,000円
分団長 年額 60,000円	分団長 年額 60,000円
副分団長 年額 <u>44,500円</u>	副分団長 年額 <u>44,000円</u>
部長 年額 39,000円	部長 年額 39,000円
班長 年額 <u>37,000円</u>	班長 年額 <u>26,000円</u>
団員 年額 <u>36,500円</u>	団員 年額 <u>18,000円</u>
2 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により出動報酬を支給する。</u>	2 <u>指導員については、前項の報酬額に年額12,000円を加算する。</u>
(1) <u>4時間以下の水火災に係る出動</u> <u>1日につき4,000円</u>	
(2) <u>4時間を超える水火災に係る出動</u> <u>1日につき8,000円</u>	
(3) <u>訓練、警戒その他の出動</u> 1日 <u>につき3,500円</u>	
3 <u>報酬の支給方法については、別に定める。</u> <u>(費用弁償)</u>	<u>(費用弁償)</u>
第13条 <u>団員が公務のため旅行した場合</u>	第13条 <u>団員が水火災、警戒、訓練等</u>

合は、費用弁償として、木津川市職員等の旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第49号）に定める旅費を支給する。

2 費用弁償の支給方法については、別に定める。

第14条・第15条（略）

の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合 1回につき 2,000円

警戒の場合 1回につき 2,000円

訓練の場合 1回につき 2,000円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合は、費用弁償として、木津川市職員等の旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第49号）に定める旅費を支給する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法については、別に定める。

第14条・第15条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第3号 木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
政 策 等 の 区 分	■条例 □その他（ ）
担 当 課	危機管理課
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	消防団員の処遇改善は喫緊の課題であり、年額報酬が交付税単価を下回っている階級について引き上げを行うこととしました。 また、費用弁償であった出動手当を出動報酬と改め、4時間未満の水火災における活動は1日につき4,000円、4時間を超える場合は1日につき8,000円とし、訓練、警戒その他の活動は1日につき3,500円としました。(従前は一律2,000円) これにより、消防団員の処遇が改善することが見込まれます。
提 案 に 至 る ま での 経 緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年11月10日 消防団本部役員に対し、報酬改定等を検討している旨を説明。</li> <li>・ 令和4年1月5日 調整会議において条例改正を提案、承認を得る。</li> <li>・ 令和4年1月12日 政策会議において条例改正を提案し、政策決定。</li> </ul>
市 民 参 加 の 状 況	□有 ■無
市 総 合 計 画 の 位 置 付 け	基本方針5災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり 政策分野11防災・減災 施策②地域防災 ア. 危機管理体制の強化 ・ 初期消火活動の充実に向け、消防団の組織との連携を強化するとともに、消防団施設や消防水利の適正な維持管理に努めます。
概 算 事 業 費 ( 単 位 : 千 円 )	□単年度 ( 年度) □複数年度 ( 年度) 令和4年度は、54,311千円を見込む。
将 来 に わ た る 効 果 及 び 経 費 の 状 況	適切な年額報酬及び出動報酬を支給することにより、消防団員の処遇改善が見込まれます。